

伏見作事板の廻漕と軍役(二)

中川和明

はじめに

一 伏見作事板の關係史料

二 伏見作事板の寸法と基準板

以上、本誌七十八号掲載

三 蔵米の年間の支出

四 伏見作事板の年間の割付・伐採・廻漕間数

五 金の量目

六 基準板一枚当りの舟賃

七 軍役としての伏見作事板の廻漕

八 京畿大地震と伏見作事板

むすび

以上、本号所収

三 蔵米の年間の支出

蔵米支出の内訳の概略については、第二章の(1)において、既に述べた。本章では、蔵米の年間の支出について検討する。

まず、舟賃のために支出した蔵米について(第二章の(1)に述べたように、蔵米を金子に換金して、秋田氏に雇われた商人、あるいは小野寺氏・本堂氏の奉行に、舟賃として渡した)、検討することから始める。

文禄四年には、杉板を割付けられたのは、秋田氏のみであり、秋田氏分の杉板を廻漕するための舟賃が、蔵米によって賄われた(材帳①・蔵状②)。また、慶長元年から同四年までは、小野寺・本堂・戸沢・六郷・仁賀保・滝沢・内越・岩屋・津軽氏は、秋田山中において、杉板を秋田氏から請取って、敦賀まで廻漕した(但し、津軽氏は、慶長元年以外は、板を請取りに行っていない)。そして、秋田氏は、文禄四年と同様に、慶長元年から同四年まで、杉板を廻漕した。しかし、慶長元年から同四年までに杉板を廻漕するための舟賃が、蔵米によって賄われたのは、秋田氏分・小野寺氏分・本堂氏分の板だけであった(材帳②③・蔵状②④・慶長四年七月一日付「本堂家奉行運賃請取状」⁽¹⁾・慶長四年八月五日付「小野寺家奉行運賃請取状」⁽²⁾)。

なお、渡論文(二七頁)では、材帳⑤のみを用いて、慶長四年の本堂氏分の舟賃は、蔵米によって賄われたのではない、としている。しかし、慶長四年七月一日付「本堂家奉行運賃請取状」を見落しており、これは誤りである。⁽³⁾

また、渡論文(二八頁)では、田中又三郎を、慶長四年の杉板の廻漕人の中に入れてゐる。塩論文①(四二頁)では、秋田氏負担分の用材を廻漕した船問屋として、慶長四年のところに、田中又三郎を挙げている。しかし、田中又三郎は本堂家の奉行であつて、商人ではなく、杉板の廻漕を直接には行なつてはいない。したがつて、両論文とも再考を要す。

次に、杣取人の人件費について述べる。この人件費は、「伐採費」と「杉板を山元から舟着場まで引出すための費用」に分けられる。そして、前者は、文禄四年には、秋田氏分の板のみに関する費用であり、慶長元年から同四年までは、秋田氏分・隣郡之衆分の板すべてに関する費用である。それに対して、後者は、文禄四年から慶長四年まで原則として秋田氏分の板のみに関する費用である。なお、伐採のための鉄の購入費については、ここでは省略した。

蔵米の年間の支出について、以下具体的な数値を用いて検討する。まず、材帳①⑤の「以上何石」・「右合何石」という形式で記述されている数値を、そのまま表にすると、表④の括弧外の数値ようになる(但し、表④の括弧内の数値については、後に説明する)。また、材帳①⑤の「以上何石」・「右合何石」という形式で記述されている数値は、蔵状②④の数値と一致する。ところが、これらの数値には若干問題がある。これについて述べる前に、舟賃(金子)を請取り杉板を実際に廻漕

表④ 蔵米の年間の支出

年	内訳 道具の購入費	杣取人 の人件費	舟賃のために支出した蔵米		合計
			秋田氏分	本堂氏分 と小野寺氏分	
文禄4	24石	770石	872.703石 (872.703)	—石	1666.703石 (1666.703)
慶長元	56	1180	2387.7 (2387.69)	1224.25 (1224.25)	4847.95 (4847.94)
慶長2	56	872.9	1978.51 (1978.51)	1004.72 (1004.72)	3911.73 (3911.73)
慶長3	56	1222.06	2133.85 (2103.78)		3381.551 (3381.84)
慶長4	50	1260	1746.818 (1746.818)		3056.818 (3056.818)

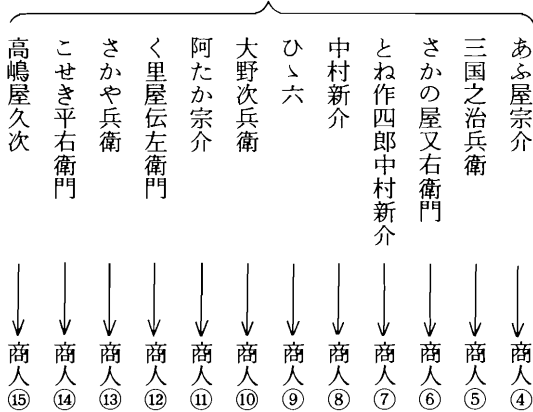
・材帳③には、杣取人の人件費は、873石としてある。しかし、材帳③によれば、秋田氏は、杣取人1247人を、70日働かせた。そして、1日1人当り、米を1升支給した。よつて、人件費は、 $1247 \times 70 \times 1 \text{升} = 872.9 \text{石}$ となる。そのため表④では、873石とせず、872.9石とした。

・材帳⑤には、慶長4年の杣取人の人件費が、1270石としている。しかし、 $1200 \times 105 \times 1 \text{升} = 1260 \text{石}$ であるから、表④には、1260石とした。

した商人に、番号を付けることにする。

文禄四年の板は、材帳①によれば、道川兵次郎・塩屋甚石衛門・古川京右衛門の三人が廻漕した。これらの商人をそれぞれ順に商人①・商人②・商人③とする。

慶長元年の商人については、材帳②に出てくる順に、次のようにする。



次に、慶長二・三・四年の商人に、番号を付ける。例えば、慶長二年の請状⑯は、本稿の第一章の⑬で述べたように、前川五右衛門が杉板を請取ったことを示す請取状である。そこで、前川五右衛門を商人⑯とする。

このように慶長二・三・四年の商人は、請状の番号をとって、商人何番とする。すると、慶長二年の商人は、商人⑯⑰⑱であり、慶長三年の商人は、商人⑳㉑㉒であり、慶長四年の商人は、商人㉓㉔㉕である。なお、

商人④は石井彦五郎であり、この石井彦五郎が本堂氏分の板を廻漕した商人であることは、第二章の④のところでも既に述べた。

また、材帳①②③には、商人一人一人に渡した舟賃（金子）や小野寺氏・本堂氏の奉行に渡した舟賃（金子）が記されており、その金子が蔵米をどれだけ換金して得たものであるのか、ということについても詳しく記してある。そこで、舟賃（金子）のために換金した蔵米の詳細を表にすれば、表⑤ⅰaⅱ表⑤ⅰeのようになる（但し、表⑤ⅰaⅱ表⑤ⅰeには、商人あるいは小野寺氏・本堂氏の廻漕した板の間数も書き加えてある）。

ここで、先に示した材帳①②③の「以上何石」・「右合何石」という形式で記述された数値の問題に戻ることにする。表④の括弧内の数値は、表⑤ⅰaⅱ表⑤ⅰeの数値を用いている。表④の括弧内の数値と、表④の括弧外の数値を比較すれば、慶長三年のところが大きく異なっていることが分かる。そこで、いずれが正しいのか、ということが問題となる。これについては、次の二点から考えられる。

①表④の問題の部分の、括弧外の数値を計算すれば、五六十一二二二・〇六十二一三三・八五〓三四一一・九一となる。この三四一一・九

一は、表④の三三三一・五五一と異なる。したがって、括弧外の数値の方は不自然であり、括弧内の数値の方が正しいと考えられる。

②括弧外の数値より、括弧内の数値の方が、その数値の内訳が詳細に史料中に記載されているから、括弧内の数値の方が、正確なものである可能性は高い。

右の①・②の二点より、表④の数値は、括弧内の数値の方が、括弧外の

表⑤-a 文禄4年の舟賃（蔵米）

	舟 賃	板 の 間 数
商人 ①	384 石	400 間
商人 ②	272.703	253
商人 ③	216	147
合 計	(872.703)	(800)

- ・表⑤-a～表⑤-eの合計の欄には、括弧内の数値と、括弧外の数値の2種類の数値がある（但し、表⑤-aは例外的）。そして、括弧内の数値は、「商人のところの合計の数値」である。それに対して、括弧外の数値は、「商人のところの合計の数値+小野寺氏・本堂氏のところの数値」である（表⑤-aの合計の欄に、括弧外の数値が記述されていないのは、文禄4年に杉板を廻漕したのが、秋田氏のみだからである）。

表⑤-c 慶長2年の舟賃（蔵米）

	舟 賃	板 の 間 数
商人 ⑰	310.58石	55 間
商人 ⑱	240	42間半
商人 ⑲	226.36	40
商人 ㉑	118.58	21
商人 ㉒	282	50
商人 ⑳	349.63	61間半
商人 ㉓	282	50
商人 ㉔	169.36	30
本堂氏	186	66
小野寺氏	818.72	142
合 計	2983.23 (1978.51)	561 (350)

- ・商人の番号が、必ずしも⑱～㉔の順に並んでいないのは、表⑤-cの商人の順序が、材帳③に記述されている順序だからである。

- ・表⑤-d、表⑤-eの場合も、上と同様の方法で、作製されている。

表⑤-b 慶長元年の舟賃（蔵米）

	舟 賃	板 の 間 数
商人 ④	222 石	18間・4尺・9寸・
商人 ⑤	133.9	12 . 1 . 6 .
商人 ⑥	147.81	12 . 4 . 9 .
商人 ⑦	184.14	15 . 1 . 6 .
商人 ⑧	221.45	18 . 4 . 9 .
商人 ⑨	209.18	17 . 4 . 9 .
商人 ⑩	88.36	7 . 3 . 2 . 5
商人 ⑪	252.11	21 . . .
商人 ⑫	222	18 . 4 . 9 .
商人 ⑬	332.18	29 . . .
商人 ⑭	221.45	19 . 3 . 2 . 5
商人 ⑮	153.11	14 . 3 . 2 . 5
本堂氏	274.95	22 . . .
小野寺氏	949.3	90 . . .
合 計	3611.94 (2387.69)	317 . 4 . 9 . 5 (205 . 4 . 9 . 5)

表⑤-e 慶長4年の舟賃(蔵米)

	舟賃	板の間数
商人④⑥	153 石	42.5間
商人④⑤	108	30
商人④⑦	153	42.5
商人④⑧	225	62.5
商人④⑨	72	20
商人⑤⑩	180	50
商人⑤⑪	180	50
本堂氏	117.818	66
小野寺氏	558	145
合計	1746.818 (1071)	508 (297.5)

法⑤-d 慶長3年の舟賃(蔵米)

	舟賃	板の間数
商人④③	90 石	22.5 間
商人④②	49.909	12.5
商人④③	252	63
商人④④	90	22.5
商人④⑤	90	22.5
商人④⑥	180	45
商人④⑦	90	22.5
商人④⑧	180	45
商人④⑨	59.44	15
商人④⑩	180	45
商人④⑪	162	40
本堂氏	131.03	66
小野寺氏	549.401	145
合計	2103.78 (1423.349)	566.5 (355.5)

数値より正しいと考えられる。

以上によって、蔵米の年間の支出について、一通り検討したことになる(本章の中心の表は、表④である)。

なお、従来の研究では、蔵米の年間の支出に関して、若干の問題を含んでいる。以下、それらを列挙していく。

渡論文(二九頁)の三六一・三三三は三六一・九四の誤りであり、二三八七・〇八は二三八七・六九の誤り、一九七八・三二は一九七八・五一の誤植(これだけは誤植)であり、一一八八・八一八は二〇七一の誤りである。

渡論文(三二頁)の一七七八・三一は一九七八・五一の誤り、一一八八・八一八は二〇七一の誤りである。

啓論文(一一六～一一七頁)の八七二・七三は八七二・七〇三の誤り、二二三三・八五は二二〇三・七八の誤り、一一三四八・五八は二〇四四五・七六八の誤りである。⁽⁵⁾

古論文(七一九頁)の一二七八・六は一二七八・〇六の誤りであり、八七二・七二は八七二・七〇三の誤り、二二三三・八五は二二〇三・七八の誤り、一六六六・七三は一六六六・七〇三の誤り、三四一一・九四は三三八一・八四の誤りである。

徹論文①(一三頁)は、古論文(七一九頁)と全く同じところを誤っている。

徹論文②(一四八～一四九頁)の第九表の二二〇三・四二は二二〇三・七八の誤り、三三八一・四八は三三八一・八四の誤りである。

県史①(二六頁)の八七二・七二は八七二・七〇三の誤り、二二三・八五は二二〇三・七八の誤り、一一三四八・五七五は一〇四四五・七六八の誤りである。

「秋田県の歴史」(六七頁)の一六六六・七三〇は一六六六・七〇三の誤り、一二三六・〇〇〇は四八四七・九四の誤り、二九〇七・五一〇は三九一・七三の誤り、三四一一・九一〇は三三八一・八四の誤りである。

四 伏見作事板の年間の割付・伐採・廻漕間数

本章では、伏見作事板の年間の間数を、割付間数・伐採間数・廻漕間数の三つに分けて検討する。というのは、割付間数と伐採間数と廻漕間数は、一致するとは限らないからである。

そして、割付間数とは、豊臣政権が秋田氏及び隣郡之衆に廻漕を命じた間数(朱印状における間数と解してよい)のことである。廻漕間数とは、船着場で船積した間数のことであって、敦賀に到達した間数のことではない。

まず、朱印状に記述された板の間数を確認する。朱状①は、仁賀保氏宛てに出された朱印状であると考えられる。これによれば、仁賀保・赤宇曾・滝沢・内越・岩屋の五氏に、豊臣政権は長さ三間二尺の板を、それぞれ一〇間・一一間・七間・四間・二間割付けている。

朱状②は、秋田氏宛てに出されたものである。これによれば、豊臣政権は、長さ二間の板を、秋田・津軽・小野寺・戸沢の四氏に、それぞれ

三五〇間・一四五間・一四五間・一六〇間割付け、「合八百間」としている。更に、長さ七尺の板を、仁賀保・赤宇曾・滝沢・内越・岩屋・六郷・本堂の七氏に、それぞれ三〇間・三三間・二二間・一二間・六間・三三間・六六間割付け、「合式百卷間」としている。そして、前者と後者として「都合千間」と記している(実際に計算すれば、八〇〇十二一〇一〇〇一であるから、一〇〇一間となる)。

朱状③によれば、小野寺氏は、慶長三年三月六日に、長さ二間の板を一四五間割付けられている。

また、材帳③④⑤の「以上何間」という形式の記述と、「何間我等手前より為上申候分」という形式の記述をまとめると、表⑥の慶長二年と同四年の秋田氏分・隣郡之衆分の欄のようになる。但し、材帳①・②には、右のような形式の記述はないので、表⑥の文禄四年・慶長元年の秋田氏分・隣郡之衆分の欄には、材帳①の「板八百間つるがへのほせ大谷刑部少輔ニ渡候」という記述と、材帳②の「板式百廿五間つるかへのほせ申候舟ちんの事」という記述を用いた。表⑥の慶長元年から同四年までの合計の欄の数値は、筆者が表⑥の秋田氏分と隣郡之衆分の数値から計算した数値であって、史料中には直接には記述されていない。更に、表⑥の「備考」の欄の数値は、材帳①の「八百間御橋板」・材帳②の「五百七拾式間御橋板」・材帳③の「八百五拾五間伏見御作事之板」・材帳④の「千間伏見御作事之板」・材帳⑤の「千間伏見御事之板」という記述を用いた。

また、第三章の表⑤I a～表⑤I eの板の間数の合計の欄の数値(括弧内の数値)をまとめると、表⑦の秋田氏分の伐採間数の欄のようになる。

表⑥ 御材木入用之帳における板の間数

内訳 年	隣郡之衆分	秋田氏分 (本堂・小野寺 は含まない)	合 計		備 考
文禄4	—— 間	800 間	800 間		八百間
慶長元	347	(225)	572		五百七拾五間
慶長2	506	350	856		八百五拾五間
慶長3	651	350	1001		千間
慶長4	651	350	1001		千間

表⑦ 伐採間数・廻漕間数

内訳 年	隣郡之衆分 (伐採間数)	秋田氏分 (伐採間数)	合 計	
			伐採間数	廻漕間数
文禄4	—— 間	800 間	800 間	800 間
慶長元	347	225	572	552
慶長2	651	350	1001	856
慶長3	641	355.5	996.5	851.5
慶長4	646	297.5	943.5	803.5

・慶長元年、秋田氏は、秋田氏分の板225間を伐採した。しかし、205間のみ廻漕した。

表⑧ 諸大名の領知高と伐採間数・廻漕間数

大名	領知高	文禄4年	慶長元年	慶長2年	慶長3年	慶長4年
秋田氏	(52440)	800 間	225 間	350 間	355.5間	297.5間
津軽氏	()		90	(145)	(145)	(140)
小野寺氏	(31600)		90	145	145	145
戸沢氏	(44350)		100	160	150	160
仁賀保氏	(3716)		10	30	30	33
赤宇曾氏	()		11	33	33	33
滝沢氏	()		7	21	21	21
内越氏	(125.8)		4	12	12	12
岩屋氏	(891.18)		2	6	6	6
六郷氏	(4518)		11	33	33	33
本堂氏	(8983)		22	66	66	66
合 計	伐採間数	800	572	1001	996.5	943.5
	廻漕間数	800	552	856	851.5	803.5

- ・津軽氏は、慶長2年から同四年まで、秋田に杉板を請取りに行っていない。しかし、津軽氏分の板は伐採されていた。
- ・領知高は、仁賀保氏は「市史」の493頁、内越氏は「市史」の495頁、岩屋氏は「市史」の497頁、六郷氏・戸沢氏・小野寺氏・秋田氏は県史②の409頁、本堂氏は県史②の405頁参照。

それから、材帳②～⑤には、隣郡之衆の奉行に渡した板の間数が、記述されており、その間数は請状⑦～⑮・⑳・㉔～㉚・㉞～㉟の記述と一致している。この間数をまとめて示すと、表⑧のようになる。

そして、表⑦の隣郡之衆分の欄と合計の欄の数値は、表⑧の数値を用いている。基本的には、「伐採間数」・「廻漕間数」は、表⑦・表⑧に示した通りとなる（表⑦・表⑧の数値は、材帳と請状が共に示す内容であり、信頼度が高い）。

以上、史料中の様々な間数について述べた。次に、文禄四年から慶長四年まで年を追って、「割付間数」・「伐採間数」・「廻漕間数」について説明していく。

文禄四年 秋田氏宛ての朱印状が現存していないため、割付間数を断定することはできない。しかし、表⑥の「備考」から考えて、割付間数が八百間であった可能性は高い。

また、伐採間数と廻漕間数は表⑦・表⑧のように、八〇〇間であった。しかし、敦賀に到着した到着間数は七五〇間に減った。そして、敦賀に到着し高橋二郎兵衛に渡された後、七五〇間の板は、八二〇間（表⑧）となった。

慶長元年 朱状①は隣郡之衆の一部に対する割付間数しか示していないため、その他の隣郡之衆の割付間数を断定することはできない。しかし、割付間数は、表⑥の秋田氏・隣郡之衆分・合計の欄のようであったか、あるいは、表⑥の備考の欄のようであった可能性は高い。また、伐採間数と廻漕間数は表⑦・表⑧のようであった。

慶長二年 割付間数は、先に示した朱状②の間数そのものである。なお、表⑥の五〇六間は津軽氏に割付けられた一四五間が抜けており、隣

郡之衆の割付間数全体ではない。表⑥の合計の八五六間は、五〇六十三五〇＝八五六と計算しただけの数値であり、史料中に直接の記述はなく、割付間数・伐採間数・廻漕間数のいずれとも異なっている。また、表⑥の備考の欄の八百五拾五間は、帳面上の数値にすぎず、割付間数・伐採間数・廻漕間数のいずれとも無関係である。また、伐採間数・廻漕間数は、表⑦・表⑧のようであった。

慶長三年 割付間数は、問題②と関係が深い。慶長三年の割付けは、朱状②によって行なわれたのか、朱状④によって行なわれたのか分らない。よって、割付間数は断定できない。また、伐採間数・廻漕間数は、表⑦・表⑧のようであった。

慶長四年 慶長四年の割付けが、どの朱印状によって行なわれたのか分らないため（第二章の④の慶長四年を参照のこと）、割付間数は断定できない。また、伐採間数・廻漕間数は、表⑦・表⑧のようであった。

ここで、南部氏と津軽氏の杉板廻漕について検討する。まず、次に二つの朱印状を挙げる。

〔南部家文書〕 ○岩手県立図書館蔵

御作事為御用、於秋田山杉四寸かけの大わり、長さ京間式間ニ被仰付候、其方請取可京着候、不可有由断候、猶加賀大納言可被申也、
正月廿五間 （秀吉朱印）

〔南部家文書〕 ○岩手県立図書館蔵
南部信濃守との

去年以来被仰候板之事、秋田津軽其方領内何之山ニ而成共、勝手能所作袖取至、敦賀差上、大谷刑部少輔可相渡候、猶加賀大納言可被申也、

三月廿七日 (秀吉朱印)

南部大膳大夫とのへ

右の二つの朱印状の内、前者を「朱状⑤」、後者を「朱状⑥」と略記する。⁽⁹⁾長論文②(一〇八頁～一〇九頁)では、朱状⑤に杉板の厚さが四寸としてあることを根拠として、朱状⑤を文禄四年の朱印状とし、また朱状⑥を慶長三年の朱印状としている。そして、長論文②(一〇四頁)では、南部氏に対する杉板の割付けは慶長元年から同四年まで行なわれた、と推定している。

このような長論文②の説の内、朱状⑥を慶長三年とすることには賛成である。しかし、次の①～③によって、長論文②の、朱状⑤を文禄四年の朱印状とする説には従わない。

①朱状⑥を慶長三年とすれば、朱状⑥の「去年以来 被仰付候板之事」の文言より、朱状⑤は慶長二年の可能性が高い。

②朱状⑤には「京間忒間」とある。表①より、慶長元年はすべて三間板(三間二尺)であり、二間板が多くなるのは慶長二年以後である。

よって、朱状⑤は慶長二年以後とするのが適切である。

③朱状⑤には「御作事為御用」とある。そして、本稿の第八章で考察するように、この「御作事為御用」という文言があるということは、

朱状⑤は慶長二年以後のものである。

右の①～③を考慮し、南部氏の杉板の割付・廻漕について復原すれば、次のようになる。

南部氏は、慶長二年正月二五日付の朱状⑤によって、出羽国秋田領において、秋田氏が伐採した杉板を受領し廻漕することを命ぜられた。更

に、南部氏は、慶長三年三月二七日付の朱状⑥によって、秋田・津軽・南部各領内の山中において、杉板を自由に伐採し廻漕することを命ぜられた。しかし、慶長四年に杉板の廻漕があつたかどうかは、分らない。

次に、津軽氏の杉板廻漕について検討する。表⑧によれば、津軽氏は慶長二年から同四年に、秋田に杉板を請取に行っていない。ところが、長論文②(一〇四頁)によると、豊臣政権は、朱状③によって、小野寺氏に対して、津軽氏が廻漕しなかつた分(慶長二年の割付け分)を、廻漕することを命じ、小野寺氏はそれを実行した、という。⁽¹⁰⁾

この説に従えば、小野寺氏は例年の二倍、即ち二九〇間の杉板廻漕を行なったことになる。しかし、この説には、次の①～③の難点がある。

①慶長三年の小野寺氏の負担が重すぎる。

②材帳④・蔵状③には、小野寺氏が津軽氏分の杉板も廻漕したことを示す記述はない。

③小野寺氏が津軽氏分の杉板を廻漕したことを示す杉板請取状・運賃請取状は存在しない。

右の①～③より、先の説に従うことはできない。朱状③は、小野寺氏に対して、小野寺氏分の一四五間の板を廻漕することを命じたものである。

また、長論文②(一〇五頁)によれば、朱状⑥と同様の方式で、津軽氏は慶長二年から杉板を廻漕した、という。本稿は、この説には従いたい。

以上によって、伏見作事板の年間の割付・伐採・廻漕間数について、一通り検討したことになる(本章の中心の表は、表⑧である)。

ところで、従来の研究は、割付・伐採・廻漕間数に関して、若干の問題を含んでいる。以下、それらをいくつか列挙していく。

渡論文(二九頁)の第四表の慶長三年のところに一〇〇一(三五・五・五)とあるが、これは、九九六・五(三五・五・五)の誤りである。慶長四年のところに一〇〇一(三三・三・五)とある。しかし、これは九四三・五(二九七・五)の誤りである。この慶長四年のところにの誤りは、田中又三郎を秋田氏分の板の廻漕人と誤解したために生じたのである(本稿第三章参照のこと)。

渡論文(二七頁の七行目から、一〇行目)によれば、秋田氏は秋田氏分の板を慶長二・三年に、それぞれ三五〇間、三五〇間の板を山元から舟場場まで搬出し(同四年については記載がない)、同二・三・四年には、それぞれ三五〇間、三五五・五間、三六三・五間の板を廻漕したことになる。しかし、この説には三重に誤りがある。まず、第一に、慶長三年の場合、搬出間数より廻漕間数の方が多くなっており、不自然である。第二に、慶長四年には、秋田氏は二九七・五間の板を廻漕しているのであって、三六三・五間ではない。第三に、慶長二年の三五〇間を、山元から舟場場までの搬出間数としているが、これは割付間数の誤りである。

啓論文(一一七頁)の第一五表の、慶長三年のところに八五六は、八五一・五の誤りであり、慶長四年の八五六は、八〇三・五の誤りである。古論文(七一九頁)の第一表の備考には、「船賃 慶長二年は五六一間分 同三年は三五一間分 同四年は二九七間分」とある。これらはそれぞれ五六一間分、五六六・五間分、五〇八・五間分の誤りである。

なお、他にも、啓論文・古論文・徹論文①・徹論文②・塩論文①・塩論文②・「秋田県の歴史」・県史①に、誤りがあるが、ここでは省略する。

五 金の量目

金一両を四匁五分とする慣行は、鎌倉後期頃から生じた。この慣行は、京都中心に行なわれて京目と称した。これに対して地方によって、四匁・四匁二分・四匁七分・五匁など様々なものがあり、これを田舎目と称した。ところが、金の量目一両は四匁五分であったが、一六世紀後半期即ち元龜・天正より四匁四分に変わった。その理由は明らかではない。しかし、兩・分・朱の四進法が、匁・分・厘の貫匁法と実際に併用せられたので、その便宜のためではないか、とも考えられる⁽¹¹⁾。

それでは、秋田において、蔵米はどのように換金されたのであろうか。そこで、次のような問題を提起する。

【問題③】秋田において、蔵米を金子に換金する際に、京目(四匁四分)

と田舎目の、いずれが用いられたか。

なお、「金子一枚 \parallel 一〇兩」と考えてよい。渡論文・啓論文においても、「金子一枚 \parallel 一〇兩」としている⁽¹²⁾。

次に、問題③を解くことを考える。まず、「金子一兩 \parallel N匁」とする(NV0)。そして、「金子b枚c兩d匁e分f厘g毛」を、兩の単位に換算したものを、M兩とすれば

$$M = 10b + c + \frac{1}{N} \left(d + \frac{e}{10} + \frac{f}{10^2} + \frac{g}{10^3} \right) \quad (1)$$

となる⁽¹³⁾。また、米H石を換金して(HV0)、金子M兩になったとする(MV0で、Mは兩の単位に換算したもので、整数とは限らない)。その際、米が、金子一枚につきR石(RV0)で換金されたとすれば、

$$\frac{10}{R} = \frac{M}{H} \quad (2)$$

となる。(1)式を(2)式に代入すれば、

$$\frac{10}{R} = \frac{1}{H} \left\{ 10b + c + \frac{1}{N} \left(d + \frac{e}{10} + \frac{f}{10^2} + \frac{g}{10^3} \right) \right\} \quad (3)$$

となる。(3)式を変形すれば、

$$N = \frac{d + \frac{e}{10} + \frac{f}{10^2} + \frac{g}{10^3}}{10 \left(\frac{H}{R} - b \right) - c} \quad (4)$$

となる。

(4)式を用いて、渡論文・啓論文におけるNの値を求めると、表⑨のようになる。

次に、史料中のNの値を、(4)式を用いて求める。そこで、文禄四年から慶長四年までの、b・c・d・e・f・gの値を、材帳①～⑤より書き出すと、表⑩-a～表⑩-eの「b・c・d・e・f・g」の欄のようになる。

そして、表⑩-a～表⑩-eの「b・c・d・e・f・g」の欄の値と、表⑤-a～表⑤-eにおけるHの値(舟賃の欄)と、材帳①～⑤のRの値(文禄四年から慶長二年までは、R≦二四〇であるのに対して、慶長三年から同四年までは、R≦一八〇である)を、(4)式に入れて、Nの値を求めると、表⑩-a～表⑩-eにおける「N」の欄のようになる(慶長四年には若干問題があり、後に考察する)。

表⑩-a～表⑩-eの「N」の欄によれば、ほとんどN≦四・四であ

表⑨ 渡論文・啓論文におけるNの値

	渡 論 文			啓 論 文	
	秋・小・本	秋田氏分	1間板1枚	秋・小・本	杉板1間
文 禄 4	—	4.41	4.04	4.4	2.77
慶 長 元	3.7	—	3.93	5.42	4.3
慶 長 2	7.6	2.47	3.99	8.3	4.31
慶 長 3	0.18	10.4	4.01	1.57	4.44
慶 長 4	1.47	8.8	4.3	—	4.3

- ・「秋・小・本」とは「秋田氏分+小野寺氏分+本堂氏分」の板のこと。
- ・表⑨の数値は、渡論文(29頁)の第4表、渡論文(31頁)の第五表、啓論文(116～117頁)の第15表、啓論文(120頁)の第19表の数値を用いて算出した。

表⑩-b 慶長元年の舟賃(金子)

	b . c . d . e . f . g .	N
商人④	. 9 . 1 . 1 . . .	4.4
商人⑤	. 5 . 2 . 4 . . .	4.144
商人⑥	. 6 . 0 . 7 . . .	4.398
商人⑦	. 7 . 2 . 9 . 6 . .	4.401
商人⑧	. 9 . 1	4.404
商人⑨	. 8 . 3 . 5 . 1 . .	4.4
商人⑩	. 3 . 3	4.401
商人⑪	1 . 0 . 2 . 2 . 2 . .	4.4
商人⑫	. . 1 . 1	4.4
商人⑬	1 . 3 . 3 . 7	4.4
商人⑭	. 9 . 1	4.404
商人⑮	. 6 . 1 . 6 . 7 . . .	4.4
本堂氏	1 . 1 . 2 . 0 . 1 . .	4.405
小野寺氏	3 . 9 . 2 . 4 . 4 . .	4.403
合計	6 . 84 . 24 . 42 . 25 . . (2 . 74 . 20 . 38 . 20 . .)	

表⑩-a 文禄4年の舟賃(金子)

	b . c . d . e . f . g .	N
商人①	1 . 6	4.412
商人②	1 . 1 . 1 . 6	
商人③	. 9	
合計 (2 . 16 . 1 . 6 . . .)	

・表⑩-a～表⑩-eの合計の欄には、括弧内の数値と括弧外の数値の2種類の数値がある(但し、表⑩-aは例外的)。そして、括弧内の数値は、「商人のところの合計の数値」である。それに対して、括弧外の数値は、「商人のところの合計の数値+小野寺氏・本堂氏のところの数値」である(表⑩-aの合計の欄に、括弧外の数値が記述されていないのは、文禄4年に杉板を廻漕したのが秋田氏のみだからである)。

表⑩-d 慶長3年の舟賃(金子)

	b . c . d . e . f . g .	N
商人⑳	. 5	4.4
商人㉑	. 2 . 3 . 4	
商人㉒	1 . 4	
商人㉓	. 5	
商人㉔	. 5	
商人㉕	1	
商人㉖	. 5	
商人㉗	. 3 . 1 . 3 . 3 . .	
商人㉘	1	
商人㉙	1	
商人㉚	. 9	
本堂氏	. 7 . 1 . 2 . 3 . .	4.402
小野寺氏	3 . 0 . 2 . 2 . 1 . 4 .	4.26
合計	7 . 45 . 8 . 1 . 7 . 4 . (4 . 38 . 4 . 7 . 3 . .)	

表⑩-c 慶長2年の舟賃(金子)

	b . c . d . e . f . g .	N
商人㉛	1 . 2 . 4 . 1 . 4 . .	4.4
商人㉜	1	4.402
商人㉝	. 9 . 1 . 9	
商人㉞	. 4 . 4 . 1 . 4 . .	4.4
商人㉟	1 . 1 . 3 . 3	4.4
商人㊱	1 . 4 . 2 . 5	4.402
商人㊲	1 . 1 . 3 . 3	4.4
商人㊳	. 7 . 0 . 2 . 5 . . .	4.412
本堂氏	. 7 . 3 . 6	4.8
小野寺氏	3 . 4 . 0 . 9 . 1 . .	8.029
合計	8 . 39 . 20 . 39 . 14 . . (5 . 28 . 17 . 24 . 13 . .)	

・商人の番号が、必ずしも、㉛～㉞の順に並んでいないのは、表⑩-cの商人の順序が、材帳③に記述されている順序だからである。

・表⑩-d、表⑩-eの場合も、上と同様の方法で作製されている。

表⑩-e 慶長4年の舟賃(金子)

	b . c . d . e . f . g .	N
商人 ④⑥	. 8 . (2)	4
商人 ④⑤	. 6	
商人 ④⑦	. 8 . (2)	4
商人 ②③	1 . 2 . (2)	4
商人 ④⑨	. 4	
商人 ⑤⑩	. 1	
商人 ⑤⑪	. 1	
本堂氏	. 6 . 2 . 4 . . .	4.4
小野寺氏	3 . 1	
合計	7 . 7 . 9 . 0 . . . (4 . 0 . 6 . 6 . . .)	

・(2)は、「両・分・朱」の「2分」である。

る。つまり、問題③の解答は、京目ということになる。よって、表⑨の渡論文・啓論文の説は、四・四一、四・四以外は、すべて誤りである。なお、表⑩-eには若干問題がある。慶長四年には、本堂氏の奉行に渡した金子は、「匁・分・厘・毛」の貫匁法によって換金されたものである。しかし、秋田氏分の板の舟賃(商人に渡した金子)は、「両・匁・朱」の四進法によって換金されたものである。表⑩-eの「N」の欄で、商人④⑥・④⑦・④⑧のNの値が、四・四ではなく、四になっているのは、このためである。

そこで、「両・分・朱」の値を、「両・匁・分・厘・毛」の値に換算することを考える。まず、次の(5)式・(6)が成立する。

$$1\text{両} = 4\text{分} = 4\text{朱} \times 4 = 16\text{朱} \quad (5)$$

$$1\text{両} = 4\text{匁} + 4\text{分} = (10\text{分} \times 4) + 4\text{分} = 44\text{分} \quad (6)$$

(5)式と(6)式の一両は、同一であるから、

$$16\text{朱} = 44\text{分} \quad (7)$$

となる。但し、(7)式の右辺の「分」は、「両・匁・分・厘・毛」の「分」である。また、(7)式の両辺に $\frac{1}{16}$ をかければ、

$$1\text{朱} = \frac{11}{4}\text{分} \quad (8)$$

となる。また、「金子d分e朱」を、朱の単位に換算すれば、

$$d\text{分} + e\text{朱} = (4d + e)\text{朱} \quad (9)$$

となる。(8)式と(9)式より、

$$(4d + e)\text{朱} = \frac{11}{4}(4d + e)\text{分} \quad (10)$$

となる。また、

$$1 \text{分} = \frac{1}{10N} \text{兩}$$

(11)

である。(11)式の両辺に、 $\frac{11}{4}(4d+e)$ をかければ、

$$\frac{11}{4}(4d+e) \text{分} = \frac{11}{40N}(4d+e) \text{兩}$$

(12)

となる。したがって、「金子d分e朱」は、

$$d \text{分} + e \text{朱} = \frac{11}{40N}(4d+e) \text{兩}$$

(13)

である(但し、 $N \parallel 四 \cdot 四$)。

材帳⑤によれば、商人④⑥・④⑦には、共に「金子八兩式ふ」渡し、商人④⑧には「金子壹枚、式兩式ふ」渡している。

これらを(13)式を用いて、「兩・匁・分・厘・毛」の単位に換算すれば、それぞれ「金子八兩二匁二分」、「金子一枚二兩二匁二分」となる。そして、表⑩・eの合計の数値は、右のように、商人④⑥・④⑦・④⑧の舟賃(金子)を、「兩・匁・分・厘・毛」に換算した数値を用いて計算したものである。

六 基準板一枚当りの舟賃

(1)問題①を解く

本章の(1)では、問題①を解くことにする。第三章の表⑤・bと表⑤・eの板の間数と、第四章の表⑦・⑧の板の間数を、「基準板の枚数」に

換算する方法を考える(文禄四年では、八〇〇間の板の内、二間板と一間板の間数の割合が分らないため、ここでは文禄四年の板については、除いて考える)。

表⑤・bと表⑤・eに記述されている板の間数、表⑦・表⑧に記述されている板の間数を、一般にA間とする。そして、A間の板の中に、長さi間の板が、i間、長さj間の板がj間、長さ三間(三間二尺)の板がq間あるとする。A間を基準板に換算した数値をK枚とすれば、

$$K = 4(i + 2j + 3q)$$

(14)

となる。

また、板A間を廻漕する舟賃を得るのに(この場合のA間は、表⑤・bと表⑤・eに限る)、蔵米をH石換金したとする。すると、基準板一枚当りの舟賃を得るのに、蔵米をL石支出したとすれば、

$$L = \frac{H}{K}$$

(15)

となる。(14)式を(15)式に代入すれば、

$$L = \frac{H}{4(i + 2j + 3q)}$$

(16)

となる。

(16)式を用いてLの値を求めると、表(11)のようになる(但し、 $i \cdot j \cdot q$ の値は、第二章の表③と第三章の表⑤・bと表⑤・eの数値から求めた。Hの値は表⑤・bと表⑤・eの舟賃の欄の数値を用いた)。この表⑩の慶長二年のところを見ると、ほとんどがL \parallel 〇・七である。ところが、第二章の表③によれば、商人④と⑮(秋田氏分の板の廻漕)・小野寺氏

表⑩ L の 値

慶長元年		慶長2年		慶長3年		慶長4年	
	L (石)		L (石)		L (石)		L (石)
商人④	0.986	商人⑰	0.706	商人④③	0.5	商人④⑥	0.45
商人⑤	0.911	商人⑱	0.706	商人④②	0.499	商人④⑤	0.45
商人⑥	0.966	商人⑲	0.707	商人③③	0.5	商人④⑦	0.45
商人⑦	1.066	商人⑳	0.706	商人③④	0.5	商人④⑧	0.45
商人⑧	0.940	商人㉑	0.705	商人③⑤	0.5	商人④⑨	0.45
商人⑨	0.982	商人㉒	0.711	商人③⑥	0.5	商人⑤①	0.45
商人⑩	0.982	商人㉓	0.705	商人③⑦	0.5	商人⑤②	0.45
商人⑪	1.000	商人㉔	0.706	商人③⑧	0.5		
商人⑫	0.986			商人③⑨	0.495		
商人⑬	0.955			商人④①	0.5		
商人⑭	0.946			商人④④	0.506		
商人⑮	0.879						
本堂氏	1.041	本堂氏	0.705	本堂氏	0.496	本堂氏	0.446
小野寺氏	0.879	小野寺氏	0.706	小野寺氏	0.473	小野寺氏	0.481

の奉行が請取った板は、すべて二間板であり、本堂氏の奉行が請取った板は一間板である。

このように、商人④～⑮・小野寺氏の奉行が請取った板がすべて二間板で、本堂氏の奉行が請取った板が一間板であるにも拘らず、Lの値が両者において一致するということは、慶長二年には、蔵米支出の際の基準となる板の単量が基準板一枚である、ということを意味している。

同様に、慶長三年・同四年も、蔵米支出の際の基準となる板の単量は基準板一枚ということになる。

以上によって、問題①は解けたことになる（なお、慶長元年の場合、ほとんどすべて長さ三間二尺の板であるため、右のような方法で問題①を解くことはできないが、慶長二年以後と同じと考えてよいであろう）。

(2) 基準板一枚当りの舟賃

本章の(1)において、問題①を解き、蔵米支出の際の基準となる板の単量は基準板一枚であることを確認した。次に、本章の(2)では、基準板一枚当りの廻漕のための舟賃（金子）を求めることにする。

まず、板A間を廻漕する舟賃として商人や小野寺氏・本堂氏の奉行に、M両支払ったとする（Mは、両の単位に換算した数値であり、整数とは限らない）。そして、基準板一枚当りの舟賃をS両とすれば、

$$S = \frac{M}{K} \tag{17}$$

となる（Sは整数とは限らない）。また、(S-t)両を、次のようにする。但し、0 ≪ (s-t) 両 ≪ 一両である。

$$S - t = \frac{r}{10} + \frac{m}{10^2} + \frac{n}{10^3} + \frac{p}{10^4} \tag{18}$$

また、(S-t) 両を、「θ 匁 μ 分 ε 厘の毛」とし、 $V \parallel \frac{10}{N}$ とすれば、

$$S - t = \frac{1}{N} \left(\theta + \frac{\mu}{10} + \frac{\varepsilon}{10^2} + \frac{w}{10^3} \right) = V \left(\frac{\theta}{10} + \frac{\mu}{10^2} + \frac{\varepsilon}{10^3} + \frac{w}{10^4} \right) \quad (19)$$

となる。(18)式と(19)式より、

$$\frac{r}{10} + \frac{m}{10^2} + \frac{n}{10^3} + \frac{p}{10^4} = V \left(\frac{\theta}{10} + \frac{\mu}{10^2} + \frac{\varepsilon}{10^3} + \frac{w}{10^4} \right) \quad (20)$$

となる。(20)式より、

$$\begin{aligned} r &= V \theta \\ m &= V \mu \\ n &= V \varepsilon \\ p &= V w \end{aligned} \quad (21)$$

である。(21)式を変形すれば、

$$\begin{aligned} \theta &= \frac{r}{V} \\ \mu &= \frac{m}{V} \\ \varepsilon &= \frac{n}{V} \\ w &= \frac{p}{V} \end{aligned} \quad (22)$$

となる。また、先に (S-t) 両を、「θ 匁 μ 分 ε 厘の毛」としたから、

(22)式より、S 両は、

$$S = t \text{ 兩} + \frac{r}{V} \text{ 匁} + \frac{m}{V} \text{ 分} + \frac{n}{V} \text{ 厘} + \frac{p}{V} \text{ 毛} \quad (23)$$

となる。

(23)式を用いて、S 両を、「兩・匁・分・厘・毛」の形に換算すれば、表⑫のようになる。

但し、M の値は、表⑩-b > 表⑩-e の「b・c・d・e・f・g」の欄の合計の数値（括弧内の数値）を用いた。また、K の値は、表⑤-b > 表⑤-e の「板の間数」の欄の合計の数値（括弧内の数値）を、(14)式によって換算することによって求めた（慶長元年だけは、 $K \parallel 三二七 \times 四 \times 三 \parallel 三三八〇$ とした）。また、表⑫の「蔵米」の欄の数値は、表⑤-b > 表⑤-e の「舟賃」の欄の合計の数値（括弧内の数値）を用いて算出した。

表⑫によれば、基準板一枚当りの舟賃は、慶長元年から慶長四年まで、毎年減少している。但し、慶長元年・同二年と、慶長三年・同四年とは、蔵米の地払価格が異なっている。

七 軍役としての伏見作事板の廻漕

(1) 軍役体系

三鬼清一郎氏は、朝鮮の役（天正二〇年の第一次出兵）における軍役体系について、次のように述べておられる。

「この時期の豊臣政権の軍役大系は、外様大名を含めた全領主階級を包摂しており、軍役人数が知行石高に照応していることから知られるように、権力編成原理が石高制に依拠した、極めて整然としたものであった。」

本稿の第四章において、伏見作事板の割付間数について検討した。そ

表⑫ 基準板1枚当りの舟賃

	基準板の枚数 (Kの値)	基準板1枚当りの舟賃		地 払 価 格 (金子1枚=付)
		蔵 米	金 子	
慶 長 元	3,804	0.9495	0.197	240
慶 長 2	4,200	0.7103	0.130	240
慶 長 3	4,268	0.4929	0.120	180
慶 長 4	3,804	0.4592	0.091	180

れでは、伏見作事板は、どのように割付けられたのであろうか。ここで、次のような問題を提起する。

【問題④】 割付の際の基準となる板の単位量何か。

【問題⑤】 割付は石高に照応しているか否か

問題④を解かなければ、問題⑤を解くことはできない。したがって、問題④から先に検討していく。(14)式を用いて、表⑧の慶長元年・同二年の板の間数を基準板の枚数に換算すれば、表⑬のようになる。

この表⑬によれば、基準板に換算した枚数は、慶長元年と同二年とで、ほぼ一致している。これは偶然とは考えられないほどよく一致している。

偶然ではないとすれば、必然である。必然であるということは、豊臣政権が、慶長元年と同二年とで基準板の枚数が一致するように意図した、ということである。豊臣政権が、そのように意図したということは、割付けの際の基準となる板の単位量が、慶長元年と同二年では、供に基準板一枚だったということである。更に、慶長二年と同三年・四年とでは、割付間数が類似していると考えられる。したがって、慶長元年から同四年までの蔵米支出の際の基準となる板の単位量は、基準板一枚ということになる。これで、問題④は解けたことになる。

次に、問題⑤を解く。ある大名の領知高をD石とする(D>0)。そして、その大名がある年に割付けられた板を、基準板に換算するとa枚になったとする(a>0)。更に、基準板一枚当りの領知高をx石とすれば、

$$x = \frac{D}{a}$$

(24)

となる。表⑧のDの値と、表⑩の数値を用いて、諸大名における λ の値を求めると、表⑭のようになる。

この表⑭によれば、例えば慶長元年の諸大名の λ の値は、ほぼ三〇あたりで一定している（慶長二年も同様）。領知高Dが、大名間で大きく開きがあるにも拘らず、諸大名の λ の値がほぼ一定しているということは、慶長元年・同二年供に、割付が領知高、即ち石高に照応しているということである。更に、慶長二年と同三年・四年とでは、割付間数が類似しているから、結局、慶長元年から同四年までの伏見作事板の割付は、石高に照応していたといえる。これで、問題⑤は解けたことになる。なお、「伏見作事板の割付は、石高に照応していた」とは、「豊臣政権が、伏見作事板の割付を、石高制に依拠して行った」ということである。

ここで、加藤氏夫氏等の説の批判を行なう。加藤氏は、伏見作事板に関して、次のように述べておられる。¹⁶⁾

「北奥羽の場合、豊臣秀吉が秋田杉の素晴しさに目をつけ、伏見作事板として諸氏の石高に応じて賦課してきたのである。その一部をまとめたのが第七表である。秋田氏だけは別格であるが他は石高と相関関係にある。特に仁賀保以下の中小領主の場合は慶長元年は四〇〇石に一間、同じく二年分は四〇〇石に三間の割当である。」

右の説には、次の三つの問題点がある。

- ① 加藤氏の説は、割付の際の基準となる板の単位量を、板一間としたことになる。しかし、これは基準板一枚の誤りである。
- ② 割付の際の基準となる板の単位量を、板一間とすれば、慶長二年以後は、割付は石高に照応しなくなる（二間板を割付けられた大名と、

表⑬ 基準板の枚数

大名	慶長元年	慶長2年
秋田氏	2,700枚	2,800枚
津軽氏	1,080	1,160
小野寺氏	1,080	1,160
戸沢氏	1,200	1,280
仁賀保氏	120	120
赤宇曾氏	132	132
滝沢氏	84	84
内越氏	48	48
岩屋氏	24	24
六郷氏	132	132
本堂氏	264	264
合計	6,864	7,204

表⑭ 基準板1枚当りの領知高

大名	慶長元年	慶長2年
秋田氏	20.16石	18.73石
津軽氏		
小野寺氏	29.26	27.24
戸沢氏	36.96	34.65
仁賀保氏	30.97	30.97
赤宇曾氏		
滝沢氏		
内越氏	26.06	26.06
岩屋氏	37.13	37.13
六郷氏	34.23	34.13
本堂氏	34.03	34.03
平均	31.1	30.38

一間板を割付けられた大名としては、板一間当りの領知高に大きな開きが生ずるから)。それにも拘らず、割付が石高に照応していると述べている。

③仁賀保以下の中小領主の場合は、慶長元年は四〇〇石に一間、慶長二年分は四〇〇石に三間の割合と述べておられる。これに従えば、仁賀保以下の中小領主に対する慶長二年の割付が、同元年よりも三倍になったことになる。しかし、基準板に換算すれば、元年と二年とでは、割付枚数はほぼ同じなのである。

右の三つの問題点より、加藤氏の説は再考を要す。また、長論文①(四六・四七頁)・塩論文①(三四頁)・塩論文②(四九頁)にも、右の①・②と同様の誤りがあり、再考を要す。

したがって、「伏見作事板の割付は、石高に照応していた」ということは、本稿によって初めて実証されたのである。

なお、長論文②(一〇四頁)では、伏見作事板の供出について、「慶長二年の朝鮮出兵に動員される軍役に代替するものとして、北奥羽各氏を軍役体系に包摂したことを意味した。」と述べている。本稿は、右の説に従うことにする。

(2)領知高(豊臣政権下)の推定

表⑧には、津軽氏・赤宇曾氏・滝沢氏の領知高が記されていない。これは、この三氏の知行宛行状あるいは検地目録帳が、現存していないからである。

そこで、本章の(2)では、割付枚数(基準板に換算した枚数)から、この三氏の領知高の推定を行なうことにする。

ある年の、 n 人の大名における x の値の、平均値を \bar{x} とする(標本平均)。そして、標本標準偏差を s とする。すると、ある大名の領知高 D は、

$$D = a\bar{x} \quad (25)$$

と推定できる。ここで、推計学的な考え方により、推定の誤差を考慮すれば、 $n\bar{x}$ には、次のように幅がつく。

$$a\bar{x} \pm 1.96 \frac{a s}{\sqrt{n}} \quad (26)$$

(99%の信頼度)

または、

$$a\bar{x} \pm 2.58 \frac{a s}{\sqrt{n}} \quad (27)$$

(95%の信頼度)

表⑧の領知高の記されている8人の大名($n=8$)について、慶長四年の \bar{x} の値を求めると、 $\bar{x} \parallel 30 \cdot 79$ である。そして s は、 $s \parallel 4 \cdot 86$ である。(26)式・(27)式を用いて、津軽氏・赤宇曾氏・滝沢氏の領知高の推定値を求めると表⑨のようになる。

なお、長論文①(四六頁)では、豊臣政権下の津軽氏の領知高を、三万石としている。この説は、本稿の表⑨からも妥当だといえる。

八 京畿大地震と伏見作事板

本稿では、前章まで、文禄四年から慶長四年までの杉板を、すべて「伏見作事板」と呼んできた。しかし、敵密には、すべての杉板を、「伏見作事板」と呼ぶことには、問題がある。

表⑮ 領知高（豊臣政権下）の推定値

	95%信頼度		99%信頼度	
	石	石	石	石
津 軽 氏	30,250	～37,800	29,060	～38,990
赤 宇 曾 氏	3,620	～ 4,510	3,480	～ 4,650
滝 沢 氏	2,300	～ 2,870	2,210	～ 2,960

本章では、杉板の名称について改めて検討を行ない、杉板の名称の变化と京畿大地震との関係について言及する。

まず文禄四年・慶長元年の杉板の名称を列挙していく。

- ・材帳①には、「御橋板」とある。
- ・蔵状②は、文禄四年の板を「御はし板」としている。
- ・請状③には「御橋板」とある。
- ・朱状①には「伏見向嶋橋板」とある。
- ・材帳②には「御橋板」とある。
- ・蔵状②では慶長元年の杉板を「同板」としているが、この「同板」は「御橋板」のことである。
- ・請状④／⑥にも「御橋板」とある。

右のように、文禄四年と慶長元年の杉板の名称は、ほとんど「御橋板」である。

ところが、慶長二年・同三年・同四年の杉板の名称は、次の通りである。

- ・朱状②には「伏見御作事為御用」という語句がある。
- ・朱状③には「杉大わり板」とある。
- ・材帳③／⑤には「伏見御作事之板」とある。
- ・蔵状③には「長板」とある。
- ・蔵状④には「伏見御作事之板」とある。
- ・覚書②には「伏見御作事板」とある。
- ・この他に、慶長二年の積残分証文には「天下御作事之杉板」とある。

右のように、慶長二年・同三年・同四年の杉板の名称は、ほとんど

「伏見御作事之板」である。

以上のように、杉板の名称は、文禄四年から慶長元年までは「御橋板」であるのに対して、慶長二年から同四年までは「伏見作事板」である。

それでは、この杉板の名称の変化は、どう考えるべきであらうか。そこで、次に、伏見城の築城経過を伝える史料を二種類挙げる。

〔慶長年中ト齋記下之巻〕⁽¹⁸⁾

文禄三年秀吉公山城国伏見指月を仮初のごとくに城構、追日次第に結構に石垣、御殿、天守出来、(中略)

文禄三年伏見向島に城を御取立、指月の城より川に橋を掛てと被仰出候、城も大方は出来、御殿は未だ也、四年の八月大雨洪水、城へ宇治川の水のり候故、御止、指月の城に天守御上、御殿作り夥し、是は朝鮮より使の来る由、異国へ外聞と、朝鮮より遊撃將軍来の聞之有し。

(中略)

七月十二日夜半大地震、(中略)伏見天守も上の二重動り落し、御殿棟木飛、破風の作り物、狐格子落て裏表へ見通し、(下略)

〔義演准后日記⁽¹⁹⁾ 慶長元年閏七月十三・十四日条〕

十三日、霧、今夜丑剋大地震、(中略)

伏見事、御城・御門・殿以下大破、或顛倒、大殿守悉崩テ倒了、男女御番衆數多死、未知其數、其外諸大名ノ屋形或顛倒、或雖相殘形計也、

其外在家為躰、前代未聞、大山モ崩、大路モ破裂ス、非只事、十四日、霧、地震未休、諸人不安堵、家ヲ去テ道路ニ臥也、

今日夜中大仏・東寺為見舞発足、仰天不斜委如右記、帰路ニ伏見へ越了、言語道断次第也、全所一所モ無之、諸人狼狽、大路通路躰也、大

地裂テ落入了、伏見向野^{川中}也、去春ヨリ大御普請御城出来、是以大地

震ニ石クラ二間余ニエ入ト云、依之今日同伏見山ニ御綱張云、右の二つの史料の内、前者を「史料①」、後者を「史料②」と呼ぶことにする。

文禄三年正月、伏見築城が諸大名に発令された。⁽²⁰⁾そして、同年二月には大工事が始まった。⁽²¹⁾このときの伏見城は、史料①に記載されているように、指月に築かれていた。史料②の「三日条の「伏見事、御城・御門・殿以下大破」というのは、指月の伏見城に関する記述である。

史料①によれば、文禄三年に、秀吉は向島に築城を開始した。また、この向島城は、指月の伏見城の西南方で、宇治川の対岸に位置しており(指月の伏見城と向島城は、宇治川によって隔てられている)、伏見城の出城であった。したがって、史料①の「文禄三年伏見向島に城を御取立、指月の城より橋を掛てと被仰出候。」とは、次のような意味である。

文禄三年に秀吉は、指月の伏見城の出城として、向島に城を築くことにした。ところが、指月の伏見城と向島城とは、宇治川によって隔てられている。そこで、秀吉は、指月の伏見城から向島城に橋を掛けることを命じた。なお、史料②の「伏見向野」とは、史料①の「伏見向島」のことであらう。

ところで、先に確認したように、文禄四年から慶長元年の杉板の名称は、ほとんど「御橋板」であり、特に朱状①には「伏見向嶋橋板」と明記されている。これらの記述は、史料①の「指月の城より橋を掛て」という記述に対応している。つまり、次のことがいえる。

文禄三年、指月の伏見城から向島城に橋を掛けることになった。その

ため、文禄四年には、秋田氏は「伏見向嶋橋板」を、敦賀まで廻漕することを命ぜられ、慶長元年には秋田氏等の北奥羽諸大名が、橋板を敦賀まで廻漕することを命ぜられた。

また、史料②の一三日条に記述されているように、慶長元年閏七月一日(史料①には一二日)の大地震によって、指月の伏見城は崩壊した。

そして、史料②の一四日条によれば、秀吉は余震がまだやまぬ十四日に、城郭の位置を伏見山に移して再建するように命じた。

右のように史料①・史料②を検討していくと、杉板の名称の変化は京畿大地震によって起ったと推察される。具体的には、杉板の名称の変化と京畿大地震との関係は、次のように推察される。

文禄四年に秋田氏は、「伏見向嶋橋板」を、敦賀まで廻漕することを命ぜられ、慶長元年には秋田氏等の北奥羽の諸大名が、橋板を廻漕するように命ぜられた。ところが慶長元年閏七月一三日の大地震によって、指月の伏見城は崩壊した。そして、翌一四日には、伏見山に伏見城を再建することになった。そのため、大量の作事板が必要となり、慶長二年から同四年まで、秋田氏等の北奥羽諸大名は、伏見山の伏見城の作事板(伏見作事板)を、敦賀まで廻漕するように命ぜられた。つまり、慶長元年の大地震によって、伏見山に伏見城を再建することになり、そのため、秋田氏等の北奥羽諸大名の廻漕する杉板は、橋板から伏見作事板へと変化した。

また、向島城は伏見城の出城である。よって、指月の伏見城と向島城を結ぶ橋の建設は、伏見城の作事に関係しているといえる。そこで、向嶋橋板と伏見作事板とを合わせて、「広義の伏見作事板」と呼ぶことに

する。それに対して、慶長二年から同四年までの伏見作事板を、「狭義の伏見作事板」と呼ぶことにする。

ところで、第四章において、朱状⑤が慶長元年のものであるのか、慶長二年のものであるのか、問題となった。この朱状⑤には「御作事之為御用」という語句があるから、朱状⑤の板は「狭義の伏見作事板」である。故に、朱状⑤は、慶長二年以後の朱印状である。

むすび

本稿で明らかにしたことは、およそ次の七項に要約できる。

- ①文禄四年に秋田氏が、慶長元年に秋田氏等の北奥羽諸大名が、秋田から敦賀まで廻漕した「伏見向嶋橋板」は、宇治川によって隔てられた指月の伏見城と向島城を結ぶ橋の、橋板であった。それに対して、慶長二年から同四年に、北奥羽諸大名が廻漕した「伏見作事板」は、伏見山の伏見城の、作事のための板であった。慶長元年の大地震によって、伏見山に伏見城を再建することになり、そのため、秋田氏等の北奥羽諸大名の廻漕する杉板は、橋板から伏見作事板へと変化した。
- ②文禄四年の向嶋橋板一枚の寸法は、「長さ一間または二間・幅1/4間・厚さ四寸~六寸」であった。慶長元年の向嶋橋板一枚の寸法は、「長さ三間二尺・幅1/4間・厚さ四寸」であった。慶長二年から同四年までの伏見作事板一枚の標準的な寸法は、「長さ一間または二間・幅1/4間・厚さ五寸」であった。また、杉板の年間の伐採間数と廻

漕間数は、表⑧のようであった。

- ③ 向嶋橋板・伏見作事板は、秋田領内の山中で秋田氏によって、伐採された。そして、伐採の際の袖取人の人件費・道具の講入費は、すべて秋田氏預りの豊臣氏蔵入地の蔵米によって賄われた。しかし、廻漕のための舟賃は、秋田氏分・小野寺氏分・本堂氏分の杉板に対してのみ、蔵米が支出された（但し、南部氏は、慶長三年に、秋田・津軽・南部各領内の山中において、杉板を自由に伐採し廻漕することを命ぜられた）。また、年間の蔵米支出は、表④のようであった。
- ④ 蔵米支出（特に舟賃支出）の際の、基準となる板の単位量は、「長さ一間・幅1/4間・厚さ五寸」の板一枚であった。
- ⑤ 舟賃は、蔵米を秋田で地払いし、金子に換金して、商人（秋田氏分の板の廻漕を担当）や小野寺氏・本堂氏の奉行に支払われた。そして、秋田において、蔵米を金子に換金する際に、京目（一兩〓四匁四分）が用いられた。
- ⑥ 北奥羽諸大名に対する向嶋橋板・伏見作事板の割付の際に、割付の基準となる板の単位量は、「長さ一間・幅1/4間・厚さ五寸」の板一枚であった。
- ⑦ 豊臣政権による向嶋橋板・伏見作事板の割付けは、石高制に依拠して整然と行なわれた。そして、杉板の廻漕は、北奥羽諸大名に課せられた、朝鮮出兵（慶長の再出兵）に替わる軍役であった。つまり、北奥羽諸大名は、杉板の廻漕を行なうことによって、豊臣政権の朝鮮役における軍役体係に包摂された。

註

(1) 「市史」の五六八頁。

(2) 「市史」の五六八頁。

(3) 更に、渡論文(二九頁)では、商人二人が、舟賃を材木で受取った、としているが、これは金子の誤りである。

(4) 慶長三年の本堂氏分は例外。第二章の(4)の慶長三年のところを参照。

(5) 表④より計算した。

(6) 今村義孝著 山川出版社 昭和四十四年十一月。

(7) 表⑦の秋田氏分の欄の二二五は例外である。表⑤-1bには、二〇五間四尺九寸となっているが、表⑦には二二五としておく。二二五については、第二章の(4)の慶長元年(板一枚の幅)のところを参照。

(8) 第二章の(3)の文禄四年のところを参照。

(9) 前者は県史②の四七六頁に所収されており、後者は県史②の四七六〜四七八頁に所収されている。

(10) なお、長論文②(一〇四頁)の一一行目の六月は三月の誤りであり、長論文②(一〇五頁)の九行目の二月は三月の誤りである(朱状③ 即ち県史②の五一三〜五一四頁参照)。

津軽氏の搬出拒否による杉板補充を、小野寺氏が行なった、とするのが長谷川氏の説である。この説に関する部分を、長論文②(一〇五頁)より、次に引用する。

「南部氏にあっては、秋田・津軽・南部各領内の山中にて自由に杉板伐採と運漕を命じており、北羽各氏とは賦課様式を異にした。津軽氏

の搬出拒否による杉板補充は、小野寺氏の慶長三年二月の実施以外認められないことを顧慮すると、それ以後、北羽各氏による充当は恐らく行われなかったと考える。それは北羽各氏による補充を必要としなくなった事態が、現出したとみるべきである。北奥大名である津軽氏は、南部氏と同様の方式―北羽に対して北奥方式とも称しえる―を以て、杉板伐採と連漕を実施したのではないかと推察する。このように北羽地域と北奥地域の二つに区分して、北奥羽地方の伏見作事用杉板の伐採と連漕が実施されたと解釈する以外、綱文三・五・六の杉板搬出拒否は説明できない。」

(11) 小葉田淳「日本の貨幣」(至文堂 昭和三三年)の七八頁〜七九頁。

(12) 渡論文(三二頁)の第五表の慶長元年・同二年の数値を用いて、渡論文において、「金子一枚＝一〇両」となっていることを確認する。金子一枚＝ x 両 ($x \neq 0$)、金子一兩＝ y 匁 ($y \neq 0$) とすれば、次の連立方程式が成立する(詳細な説明は省く)

$$\begin{cases} 8x + 1 + \frac{3.53}{y} = 0.1173 \\ \frac{1400 \times 2}{y} = 0.159 \\ 9x + 8 = \frac{0.159}{y} \\ 820 \times 3 = y \end{cases}$$

これを解けば、

$$(x, y) \neq (10 \cdot 775093, 3 \cdot 72603)$$

したがって、渡論文では、「金子一枚＝一〇両」となっている。

また、啓論文(一一七頁)の第15表の慶長二年と文祿四年の数値を

用いて、啓論文において「金子一枚＝一〇両」となっていることを確認する。金子一枚＝ x 両 ($x \neq 0$)、金子一兩＝ y 匁 ($y \neq 0$) とすれば、次の連立方程式が成立する(詳細な説明は省く)、

$$\begin{cases} 3x + 6 + \frac{1.6}{y} = 0.195 \\ 800 = y \\ 12x + 4 + \frac{2.5}{y} = 0.625 \\ 856 = y \end{cases}$$

これを解けば、

$$(x, y) \neq (10 \cdot 096, 4 \cdot 255)$$

したがって、啓論文では、「金子一枚＝一〇両」となっている。

(13) (1)式の証明。

「一兩」・「一分」・「一匁」・「一厘」・「一毛」の定義より、次の式が成立する。

$$1 \text{ 枚} = 10 \text{ 両} \quad (1)$$

$$1 \text{ 分} = \frac{1}{10} \text{ 匁} \quad (2)$$

$$1 \text{ 厘} = \frac{1}{10} \text{ 分} \quad (3)$$

$$1 \text{ 毛} = \frac{1}{10} \text{ 厘} \quad (4)$$

また、「一匁」や

$$1 \text{ 両} = N \text{ 匁} \quad (5)$$

とする。そして、(5)式を変形すれば、

$$1 \text{ 匁} = \frac{1}{N} \text{ 両} \quad (6)$$

となる。(6)式の両辺に $\frac{1}{10}$ をかければ、

$$\frac{1}{10}a = \frac{1}{10N} \text{両}$$

となる。(2)式と(7)式より、

$$1分 = \frac{1}{10N} \text{両}$$

となる。(8)式と(3)式より、

$$1厘 = \frac{1}{10^2N} \text{両}$$

となる。(9)式と(4)式より、

$$1毛 = \frac{1}{10^3N} \text{両}$$

となる。ところで、(1)式の両辺に、bをかければ、

$$b枚 = 10b \text{両}$$

となる。(6)式の両辺にdをかければ、

$$d文 = \frac{d}{N} \text{両}$$

となる。(8)式の両辺に、eをかければ

$$e分 = \frac{e}{10N} \text{両}$$

となる。(9)式の両辺に、fをかければ、

$$f厘 = \frac{f}{10^2N} \text{両}$$

となる。(10)式の両辺に、gをかければ、

$$g毛 = \frac{g}{10^3N} \text{両}$$

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

となる。また、M両は、

$$M = b枚 + c両 + d文 + e分 + f厘 + g毛 \quad (16)$$

である。(16)式に、(11)式・(12)式・(13)式・(14)式・(15)式を、代入すれば、

$$\begin{aligned} M &= 10b + c + \frac{d}{N} + \frac{e}{10N} + \frac{f}{10^2N} + \frac{g}{10^3N} \\ &= 10b + c + \frac{1}{N} \left(d + \frac{e}{10} + \frac{f}{10^2} + \frac{g}{10^3} \right) \quad (17) \end{aligned}$$

となる。したがって、M両は、

$$M = 10b + c + \frac{1}{N} \left(d + \frac{e}{10} + \frac{f}{10^2} + \frac{g}{10^3} \right)$$

である。

(14) 慶長元年の場合、問題①の解答は、「基準板一枚」・「板一間」・「板一枚」のいずれでもよいことになるから。

(15) 「朝鮮役における軍役体系について」(『史学雑誌』七五卷二号 一九六六年二月)の三一五～三二六頁。

(16) 「北奥羽における石高制の成立」(『秋大史学』二四号 一九七七年)の三八頁。

$$(17) \quad s = \sqrt{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2}$$

$\bar{x} = 30.79$ 、 $n = 8$ 、 $x_1 = 22.03$ 、 $x_2 = 27.24$ 、 $x_3 = 34.65$ 、 $x_4 = 30.97$ 、 $x_5 = 26.06$ 、 $x_6 = 37.13$ 、 $x_7 = 34.13$ 、 $x_8 = 34.03$ であるから、

$$s = \sqrt{\frac{1}{8} \sum_{i=1}^8 (x_i - 30.79)^2} = 4.86$$

となる。

(18) 「慶長年中ト齋記」(『改定史籍集覧 第二六冊』 近藤瓶城校

訂 明治三五年九月)の八五〜八七頁。

(19) 「義演准后日記 第一」(『史料纂集』 弥永貞三・鈴木茂男校

訂 続群書類従完成会 昭和五一年五月)の六〇〜六二頁。

(20) 「太閤記 卷十六」(『改定史籍集覧 第六』 近藤瓶城校訂 明

治三三年一二月)の三九五頁。

(21) 前掲註(20)の三九七頁。

(弘前大学人文学部学生)

第七十八号掲載(研究ノート)「伏見作事板の廻漕と軍役(一)」 正誤表

誤 正

P 一八上L八 敦賀まで廻漕した → 廻漕した

P 一九上L一〇 高橋二郎 → 高橋二郎兵衛

P 二三表① 文録 → 文録

P 二七下L二二 規格 → 寸法

P 三三下L六 秋田実季伏見作事板入用覚 → 伏見御作事板引綱入目之事

P 三五上L四 請取した → 渡した

P 三五上L一五 六尺四寸 → 六尺五寸

P 三六表③ 文録 → 文録

P 三七上L七 二分六厘 → 二分五厘

P 三八下L一〇 (b)と(c) → (a)と(c)

P 三九下L四 五二一頁〜五二二頁 → 五二二頁